

(社)土木学会四国支部

研究活動助成金（A）制度細則

平成7年5月26日制定

（募集要項）

第1条 研究活動助成金制度規則（以下規則という。）第3条に定める研究活動助成金（A）への参加募集要項は、支部長が策定し、毎年2月末までに会員に周知しなければならない。

（企画書の記載事項）

第2条 規則第5条第2項に定める企画書には、次の事項を記載する。

- (1) 代表者の氏名、所属、連絡先。
- (2) 研究集会の名称、開催場所、開催期日。
- (3) 研究集会の主催団体の名称。
- (4) 研究集会の参加者数（予定）。
- (5) 代表者と研究集会主催者との関係。
- (6) その他の必要とする事項。

（報告書の提出）

第3条 代表者は、原則としてその年度内に、報告書を支部長に提出する。

（助成金）

第4条 研究集会に対する助成金は、支部が定め、一般会計において処理する。

2. 支部長は、規則第6条第2項に定める承認書に助成金の交付額を明示するものとする。
3. 代表者は、助成金を研究集会の運営に必要な経費に支出する。

（研究集会の開催報告）

第5条 代表者は、研究集会開催後1か月以内に、以下の事項を支部長に報告する。

- (1) 代表者の氏名・所属、連絡先。
- (2) 研究集会の名称、開催場所、開催期日。
- (3) 研究集会の主催団体の名称。
- (4) 研究集会の参加者数。
- (5) 代表者と研究集会主催者との関係。
- (6) 助成金額。
- (7) その他の必要とする事項。

（実施期間）

第6条 この細則は、平成7年5月26日から実施する。